

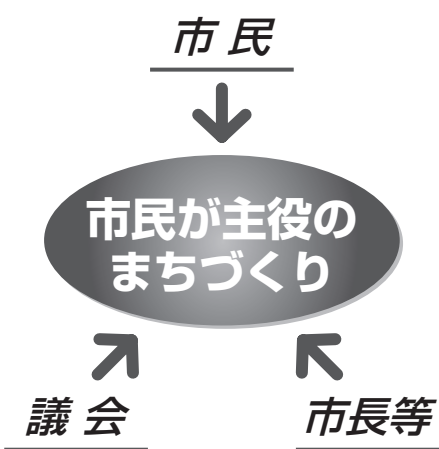
市民が協働してまちづくりを進めていくうえで、市が保有する情報を共有することは重要であり、市民はその情報を知る権利を有します。

一方で市民は、まちづくりの主体として、その役割を認識し、お互いを尊重しながら、協力してまちづくりを推進するよう努めます。

さらに市民は、まちづくりの主体となる立場から、その言動には大きな影響力がありますので、自身の発言や行動に責任をもって、まちづくりに参加しなければなりません。

議会と議員の役割や責務

議会は、市の意思決定機関として、市民の意見を十分に把握するよう努めるとともに、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視・評価し、およびけん制する重要な役割を果たします。



また、議会は政策形成機能の充実に開かれた議会運営に努めます。

議員は選挙で選ばれた市民の代表であることから、市民意見を積極的に把握するとともに、倫理観や使命感、そしてまちづくりに対する自らの理念をしっかりと持ち、市民のために、公正かつ誠実な議員活動をしなければなりません。

市長と職員の責務

市長は、選挙で選ばれた市の代表であることから、市民のことを第一に考え、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、市民意見を把握したうえで、効果的な施策の推進に努めなければなりません。また、市長は市の明確な将来像をもち、これを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮して、まちづくりに取り組まなければなりません。

職員は市民のために、公正かつ誠実に職務を遂行し、誠意をもって市民に接するとともに、自己研さんに努め、質の高い行政サービスを提供し、市民の信頼を得るようにならなければなりません。

お問合せ

行政改革課 ☎21・36688

HP <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soumu/gyokaku/jichikihonjourai/>

[index.html](#)

ご利用ください!!

「逐条解説書」と「出前講座」

自治基本条例の全文を掲載し、条文ごとに内容を説明した「逐条解説書」と、市職員が講師として、皆さんのところに向いて希望のテーマをご説明する市役所「出前講座」をご利用ください。



●逐条解説書

市役所1階の市政情報発信コーナー「はこだてiスペース」のほか、各支所の窓口で配布しています。

●出前講座「自治基本条例」

講座の対象は、市内に在住または勤務する、おおむね10人以上のグループです。お申込みは直接、行政改革課（☎21・36688）へ。日程等を調整し、指定された場所での「自治基本条例」についてご説明します。

今、北海道で！ “人”を元気にする講演会

第24回地域振興フォーラム

思うは招く！
「夢があれば何でもできる」

～どうせ無理…廃絶宣言～

講師 植松 努氏

(株)植松電機専務取締役・(株)カムイスペースワークス代表取締役

北海道の片田舎、わずか20人の町工場が、経験ゼロの出発から3年で自分達だけでロケット開発を成し遂げた！そんな奇跡を起こした開発者が語る。

どんな人でも自分の夢を実現できる「たったひとつの方法」とは？

日時 1月24日(月) 19:00 (18:30開場)

会場 芸術ホール (五稜郭町37-8)

入場料 無料(要申込み)

お申込み (社)函館地方法人会青年部会 ☎26-9369

「函館市自治基本条例」の内容①

平成23年4月から施行

昨年9月に制定し、4月1日から施行される函館市自治基本条例を市民の皆さんと共有するため、条例の主な内容を順次お知らせします。

1回目は、条例の「基本理念」や「基本原則」などについてです。

条例の目的

「市民自治によるまちづくりを推進する」ことが目的です。

条例では、市民自治の基本的な考え方やルールとしての「基本理念」や「基本原則」を明らかにし、市民・議会・市長等のそれぞれの役割や責務、行政運営上、行わなければならない基本的な取り組みなどを定めることとしています。

条例の位置づけ

条例を制定しても、その内容に沿ってまちづくりが進められなければ意味がありませんので、市民・議会・市長

等は、条例の趣旨を最大限に尊重して、まちづくりを進めるとともに、他の条例・規則の制定や見直しにあたっては、この条例との整合を図ります。

基本理念

（市民自治によるまちづくりを進めるための基本的な考え方）

①市民は、まちづくりの主体として、市民が主役となるまちづくりに取り組みます。

②市は、市政を公正かつ誠実に運営

市長や市議会議員は、選挙によって選ばれ市政を信託されていますので、市は、市政の公正かつ誠実な運営に努めます。

基本原則

（市民自治によるまちづくりを進めるための基本的なルール）

①市民のまちづくりに参加する機会は平等に保障

効果的なまちづくりを進めるため、市民がまちづくりに参加する機会

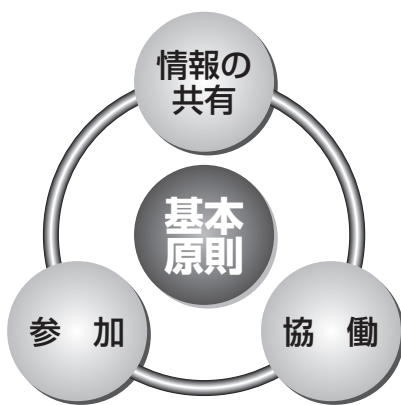
平等に保障されます。

②まちづくりに関する情報の共有

市民と市が、信頼関係を築き、効果的にまちづくりを進めるため、お互いに情報を共有します。

③協働によるまちづくりの推進

市民と市は、両者がともに、自らの役割と責務を自覚するとともに、お互いの立場を尊重し、対等な関係で協力してまちづくりに取り組みます。



市民の権利と責務

市民は、自分の意思で、自由に、平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有します。

市政情報
発信コーナー

アイ はこだて i スペース

市役所1階・正面玄関を入った右横に、市政パンフレットや冊子、イベント・催事案内など約200種類を集約した情報発信コーナーを設置しました。

コーナーでは、今まで庁舎内で置き場所が分散していたイベントや講座案内、生活に役立つ制度などの市政情報を1カ所にまとめ、「子ども・高齢者」や「公募案内」などに分類し、皆さんが手に取りやすいようにしました。常に最新の情報を発信していますので、どうぞご利用ください。

お問合せ 行政改革課 ☎21-3668

本庁舎窓口の 時間延長 試行

1月13日・27日の17:30～19:00

【場所】市役所本庁舎（東雲町4-13）

【窓口】市民部・福祉部の一部窓口

3月まで
毎月第2・4木曜日に本庁舎窓口の
時間延長を試行しています。